

## 裁 決 書

審査請求人

処 分 庁 福祉事務所長

審査請求人が平成28年8月10日に提起した処分庁による平成28年6月16日付け介護保険第2号被保険者相当要介護・要支援認定処分（以下「本件処分」という。）に係る審査請求について、次のとおり裁決する。

## 主 文

本件処分を取り消す。

## 事 案 の 概 要

- 1 平成■年■月■日、処分庁は、審査請求人世帯に対し、生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）による保護を開始した。
- 2 平成27年6月5日、処分庁は、認定区分が要支援1、認定期間が平成27年6月1日から平成28年5月31日までとする認定の通知を行った。
- 3 平成28年4月1日、審査請求人（以下「請求人」という。）は、要介護認定（要支援認定）の申請を行った。
- 4 平成28年4月28日、■課長から■課長に対し「生活保護法に基づく介護扶助実施のための要介護等認定審査について（依頼）（宮社第8号7）」を送付した。併せて、主治医意見書と認定調査票も■課長へ送付した。
- 5 平成28年6月15日、■課長より■課長に対し「生活保護法に基づく介護扶助実施のための要介護等認定審査について（回答）（宮介第40号7）」が提出され、請求人の認定結果は、要支援1であった。
- 6 平成28年6月16日、処分庁より請求人に対し本件処分の通知「介護保険第2号被保険者相当要介護・要支援認定通知書（■第45号17）」を送付した。
- 7 請求人は、平成28年8月10日、宮崎県知事に対し、本件処分の認定区分の変更を求める審査請求を提起した。

審理関係人の主張の要旨

## 1 請求人の主張

請求人の主張は、本件処分の要支援1とされた認定区分の変更を求めるものであり、その理由は、請求人が以下の状態であることから、認定区分を変更することで、自立の更なる支援につながるデイサービス等による機能訓練といった支援をより多く受けたいためとしている。

- ・下肢の痺れや締め付け、突っ張りなどがある。
- ・肢体不自由体幹（身体障害者手帳5級）もあり、歩行が困難となっている。
- ・外出時は歩行器を用いてゆっくりとしか歩くことができず、日頃の運動に制限があり、運動機会の減少による筋力低下を心配している。
- ・身の回りの買い物出しやゴミ出しも友人の力を得なければならず、単身での日常生活が難しくなっている。

## 2 処分庁の主張

処分庁の主張は、本件処分を以下の認識と判断により行ったものであり、違法又は不当な点はなく、本件審査請求を棄却すべきというものである。

- (1) 生活保護法による介護扶助の運営要領について（平成12年3月31日付け社援第825号厚生省社会・援護局長通知。以下「運営要領」という。）第4-1において、「介護扶助については、介護保険制度の保険給付の対象となる介護サービスと同等のサービスを、介護保険制度とあいまって、要保護者に対し保障するものである。（略）介護保険制度の被保険者でない40歳以上65歳未満の要保護者で介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第2条各号の特定疾病により要介護状態等にあるものについては、（略）被保険者と同様に要介護状態等の審査判定を受け、要介護状態等に応じ介護扶助を受けることとするものである。」とされている。
- (2) 運営要領第4-2-(2)-アにおいて、介護保険の被保険者でない要保護者の要介護（要支援）認定については、「介護保険制度の被保険者でないことから、要介護認定等については、介護扶助の要否判定の一環として生活保護制度で独自に行うこととなる。（略）被保険者とそれ以外の者との間で統一を図る等のため、市町村に設置される介護認定審査会に審査判定を委託して行う。」と規定されている。
- (3) 請求人より要介護認定（要支援認定）申請書が提出されたため、運営要領に基づき、介護保険と同様の取扱いで審査判定の手続を行い、審査判定の結果が要支援1であったため、本件処分を行った。

## 理由

### 1 本件に係る法令等の規定について

#### (1) 生活保護制度及び介護扶助について

生活保護制度は、国が生活に困窮する全ての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的としており（法第1条）、知事及び市長等は、その管理に属する福祉事務所の所管区域内に居住地を有する要保護者に対して、法の定めるところにより、保護を決定し、かつ、実施しなければならないと法第19条第1項により規定されている。

保護の種類のうち、介護扶助については法第15条の2に定めがあり、同条第1項に

において、「介護扶助は、困窮のため最低限度の生活を維持することのできない要介護者（介護保険法（平成9年法律第123号）第7条第3項に規定する要介護者をいう。第3項において同じ。）に対して、第1号から第4号まで及び第9号に掲げる事項の範囲内において行われ、困窮のため最低限度の生活を維持することのできない要支援者（同条第4項に規定する要支援者をいう。以下この項及び第6項において同じ。）に対して、第5号から第9号までに掲げる事項の範囲内において行われ、困窮のため最低限度の生活を維持することのできない居宅要支援被保険者等（同法第115条の45第1項第1号に規定する居宅要支援被保険者等をいう。）に相当する者（要支援者を除く。）に対して、第8号及び第9号に掲げる事項の範囲内において行われる。」と規定されている。

その実施に当たっては、法に定めるもののほか、運営要領等に従い、運用しているものである。

## （2）介護保険の被保険者でない要保護者の要介護認定について

運営要領第4-1において、介護保険の被保険者でない40歳以上65歳未満の要保護者で介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第2条各号の特定疾病により要介護状態等にあるものについては、被保険者と同様に要介護状態等の審査判定を受けるものとされている。

また、運営要領第4-2-(2)-アにおいては、要介護認定等については、介護扶助の要否判定の一環として生活保護制度で独自に行うこととなり、被保険者とそれ以外の者との間で統一を図る等のため、市町村に設置される介護認定審査会に審査判定を委託して行うものとされている。

また、「生活保護法による介護扶助の運営要領に関する疑義について（平成13年3月29日付け社援保発第22号厚生労働省社会・援護局保護課長通知）」の問（7）一答では、被保険者以外の者に係る要介護認定等に係る認定調査については、要介護状態等の判定区分等について被保険者と統一を図るため、介護保険と同様の取扱いとすることが適当であるとされている。

## 2 本件処分について

請求人は、本件処分に係る要介護認定（要支援認定）申請時点で62歳であり、また、介護保険法施行令第2条第9号の脊柱管狭窄症により当該申請前に介護扶助を受けていたことから、運営要領第4-1により、介護保険の被保険者でない40歳以上65歳未満の要保護者で介護保険法施行令第2条各号の特定疾病により要介護状態等にあるものと認められる。この場合において、要保護者は、被保険者と同様に要介護状態等の審査判定を受けるものとされている。

このため、処分庁は、介護保険の同様の取扱いとして、請求人が居住する[ ]が[ ]及び[ ]と共同で設置している[ ]地域介護認定審査会（以下「介護認定審査会」という。）に審査判定を依頼し、介護認定審査会が判定した要支援1の区分の結果をもって本件処分を行ったものであり、その手続について、違法又は不当な点はない。

## 3 本件処分に係る鑑定について

「生活保護法に基づく介護扶助に係る審査請求の取扱いについて（平成14年8月29日

付け社援保発第0829002号厚生労働省社会・援護局保護課長通知)」において、介護保険制度の被保険者でない要保護者に係る介護扶助の決定に対する審査請求の審理に当たっては、介護扶助の要否判定の一環として行われた要介護認定の妥当性の判断が不可欠であり、行政不服審査法の規定に基づき都道府県に設置される介護保険審査会に鑑定を求めることがとなっている。このため、審理員が宮崎県介護保険審査会(以下「県審査会」という。)に鑑定を求めた。結果は、以下のとおりである。

#### (1) 鑑定主文

請求人の要介護状態等区分は、「要支援2」が妥当である。

#### (2) 理由

介護保険制度における介護認定の審査及び判定については、厚生労働省の定める介護認定審査会運営要綱(以下「要綱」という。)に定めるところにより行っている。

本件処分に係る要介護状態等区分の認定(以下「本件認定」という。)は、認定調査の結果をもって判定する一次判定と、介護認定審査会における判定の二次判定により行われ、一次判定においては要介護状態等区分が要支援2であったものが、二次判定において要支援1に変更認定されたものである。

要綱によれば、基本調査結果と一致する特記事項の内容については、特に新たな状況が明らかになっていない場合は、その内容に基づいて一次判定結果の変更を行うことはできないとされており、本件審査請求に係る調査を行った結果、新たな状況が明らかになった事実は認められなかった。

このため、本件認定において一次判定結果を変更する理由は認められないことから、請求人の要介護状態等区分は、要支援2と判定することが妥当である。

### 4 当審査庁の判断

処分庁の本件処分を行うに当たっての手続に瑕疵はないものの、県審査会の鑑定結果のとおり、介護認定審査会の審査過程において要綱の取扱いにそぐわない二次判定が行われたことが認められるため、処分庁が当該判定結果をもって行った本件処分に不当があると認められる。

なお、請求人は、要支援1の変更処分を求めているが、当審査庁は、処分庁又は処分庁の上級行政庁のいずれでもないことから、本件処分を変更することはできない。

### 5 結論

以上のとおり、本件審査請求には理由があることから、行政不服審査法第46条第1項の規定により、主文のとおり裁決する。

平成29年2月2日

審査庁 宮崎県知事 河野 俊嗣

